

山形県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成 19 年 2 月 1 日

規則第 2 号

山形県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 19 年形広連条例第 6 号）の施行に関し必要な事項については、山形市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 44 年山形市規則第 30 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。